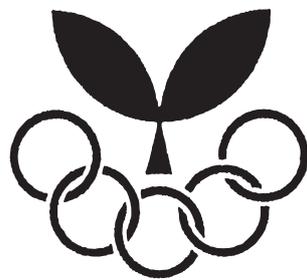


令和 6 年 度

茨城県スポーツ少年団要覧



公益財団法人茨城県スポーツ協会
茨城県スポーツ少年団

日本スポーツ少年団 指 導 者 綱 領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

日本スポーツ少年団 団 員 綱 領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

序



公益財団法人茨城県スポーツ協会
茨城県スポーツ少年団本部長

鈴木孝子

日頃からスポーツ少年団活動を通して、青少年のスポーツ振興とその健全育成に、献身的に取り組んでいただいている指導者並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

さて、昨年度は、コロナ禍前の日常に戻り、台風により中止となった事業はあったものの、全国・関東ブロックスポーツ少年団競技別大会などの大会はほとんど実施され、スポーツ活動が活発となった1年でした。

本県においても、第40回茨城県スポーツ少年団スポーツ大会を全15競技実施することができました。

指導者養成事業では、茨城県スポーツ少年団指導者研修会を石岡市にて開催いたしました。開催にあたっては、関係の皆様のご協力を賜り、心より感謝申し上げます。今年度からはスポーツ少年団指導者は公認スポーツ指導者資格を保有することが必須となるため、指導者研修会を日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修としております。これからは指導者資格がより重要となりますので、指導者の皆様への支援も行って参りたいと考えております。

さらに県内13会場にて、公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会が開催され、多くのスポーツ少年団関係者が受講することができました。今年度からは資格の名称が「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」に変わり、講習形態も変わりますが、市町村スポーツ少年団と協力し、より多くの指導者が受講できるよう努めていきます。

本年度は、昨年度以上にスポーツ少年団関係の皆様がよりスポーツの楽しさを感じていただけるよう、各種事業のさらなる発展のために尽力いたします。

最後に、関係者各位のご支援ご協力に対し、重ねて御礼申し上げますとともに、各スポーツ少年団の一層のご発展を祈念いたしまして、巻頭の言葉といたします。

目 次

茨城県スポーツ少年団設置規程	1
歴代本部長・副本部長	4
茨城県スポーツ少年団常任委員会名簿（令和5・6年度）	5
茨城県スポーツ少年団委員名簿（令和5・6年度）	6
茨城県スポーツ少年団指導者協議会規程	7
茨城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会名簿（令和5・6年度）	8
茨城県スポーツ少年団専門委員会規程	9
茨城県スポーツ少年団専門委員会委員名簿（令和5・6年度）	10
茨城県スポーツ少年団リーダー会規約	11
令和5年度茨城県スポーツ少年団リーダー会員名簿	13
令和5年度茨城県スポーツ少年団登録数一覧	14
令和5年度都道府県別団数・指導者数・団員数・役職員数一覧	15
茨城県スポーツ少年団・単位団・団員・指導者数の推移	17
令和6年度登録市町村スポーツ少年団事務局一覧	18
スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター名簿	20
スポーツ少年団登録規程	21
スポーツ少年団登録規程施行細則	23
日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程	26
日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項に定める活動単位表	30
関東ブロックスポーツ少年団大会・諸会議年度別開催都県一覧	31

茨城県スポーツ少年団設置規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、公益財団法人茨城県スポーツ協会定款第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づいて設置された、茨城県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

第 2 条 本団は、本団に登録したスポーツ少年団によって構成された市町村の組織を総括し、代表する。

第 2 章 目 的

第 3 条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と組織化
- (4) スポーツ少年団の全県的行事の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団の県外交流及び国際交流の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) その他目的達成に必要な事業

第 5 条 本団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、本団の事業実施の基本方針及び予算・決算並びにその変更については、公益財団法人茨城県スポーツ協会の承認を得るものとする。

第 4 章 登 録

第 6 条 本団への加入は、登録をもって行う。

2 本団へ加入したスポーツ少年団は日本スポーツ少年団へ加入する。

3 登録は、毎年度これを更新する。

第 7 条 登録の認定並びに取消し、その他登録に関しては別に定める。

第 5 章 役 員

第 8 条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1 名
- (2) 副本部長 3 名
- (3) 常任委員 若干名

(4) 委員 110名以内

第9条 各市町村スポーツ少年団は、委員1名を選出する。

2 前項のほか公益財団法人茨城県スポーツ協会長の指名する若干名を委員とする。

3 本部長は前2項のほか、委員総会に諮って次の者を委員に委嘱する。

(1) 指導者協議会から若干名

(2) 学識経験者から 若干名

4 市町村スポーツ少年団が選任した委員が本部長、副本部長又は常任委員に就任したときは、委員の資格を失う。この場合、その後任は、第1項の規定に伴いその者の属する市町村スポーツ少年団が選任する。

第10条 本部長並びに副本部長は、委員総会で推挙し、公益財団法人茨城県スポーツ協会長が委嘱する。

2 本部長は、本団を代表し、団務を総括する。

3 本部長並びに副本部長は、就任と同時に常任委員となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理する。

第11条 常任委員は、委員の中から委員総会において選出し、本部長が委嘱する。

第12条 常任委員は、常任委員会を組織して、本団の団務を執行する。

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 6 章 会 議

第14条 委員総会は毎年1回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。ただし、本部長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

2 委員総会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

3 常任委員は、委員総会に出席して意見を述べることができる。

第15条 委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の現在数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 委員が委員総会に出席できないときは、議決権を委任することができる。

第17条 委員総会の議事は、出席委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第18条 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し議長となる。

2 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

第19条 常任委員会は、常任委員の現在数の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

- 2 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。
- 3 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。

第 7 章 専 門 委 員 会

第20条 本団に次の専門委員会を置く。

- (1) スポーツ交流委員会
 - (2) リーダー指導委員会
 - (3) 普及・広報委員会
- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門委員会を設けることができる。
 - 3 専門委員会の決定事項は、常任委員会の承認を得なければならない。
 - 4 専門委員会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 8 章 指 導 者 協 議 会

第21条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 会 計

第22条 本団の会計は、公益財団法人茨城県スポーツ協会の公益目的事業会計とし、登録料、補助金及び寄付金をもって支弁し、公益財団法人茨城県スポーツ協会会計規則に基づき処理する。

第 10 章 事 務 局

第23条 本団の事務は、公益財団法人茨城県スポーツ協会事務局において処理する。

第 11 章 本 規 程 の 変 更

第24条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人茨城県スポーツ協会理事会の承認を得なければ変更することができない。

付 則

この規程は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

付 則

この規定は、令和3年5月19日から施行する。

歴代本部長・副本部長

◎歴代本部長

初代本部長 川津 輝雄氏 (昭和38年4月～昭和42年3月)	第5代本部長 青木來三郎氏 (昭和47年5月～平成5年4月)
第2代本部長 豊島勝之助氏 (昭和42年4月～昭和44年3月)	第6代本部長 手塚 克彦氏 (平成5年5月～平成19年3月)
第3代本部長 岩佐 巖氏 (昭和44年4月～昭和45年3月)	第7代本部長 高山 能昌氏 (平成19年4月～令和3年4月)
第4代本部長 黒沢良一郎氏 (昭和45年4月～昭和47年4月)	現本部長 鈴木 孝子氏 (令和3年4月～)

◎歴代副本部長

須田 力男氏(昭和38年4月～昭和42年3月)	清水 保男氏(平成4年4月～平成5年3月)
田中 義雄氏(昭和40年4月～昭和42年3月)	入江 進氏(平成5年4月～平成7年3月)
黒沢良一郎氏(昭和42年4月～昭和44年3月)	平根 治氏(平成7年4月～平成9年3月)
(昭和47年5月～昭和50年3月)	五藤 晃氏(平成7年4月～平成9年3月)
鈴木 清氏(昭和46年4月～昭和49年3月)	坪 秀雄氏(平成9年4月～平成12年3月)
飯島 利武氏(昭和42年4月～平成24年4月)	田口 定男氏(平成9年4月～平成11年3月)
安部 哲也氏(昭和44年4月～昭和46年3月)	石川 弘容氏(平成11年4月～平成13年3月)
安原 昇氏(昭和46年4月～昭和47年3月)	大津 一信氏(平成13年4月～平成15年3月)
吉田 四郎氏(昭和49年4月～昭和52年3月)	綿引 三郎氏(平成12年4月～平成14年3月)
櫻村 旭光氏(昭和50年4月～昭和53年3月)	萩野谷 茂氏(平成14年4月～平成16年3月)
高丸 隆氏(昭和52年4月～昭和54年3月)	小祝 正興氏(平成15年4月～平成16年3月)
飯田 武夫氏(昭和54年4月～昭和57年3月)	高野 茂氏(平成16年4月～平成18年3月)
高島 耕義氏(昭和56年4月～昭和57年3月)	小松崎利夫氏(平成16年4月～平成19年3月)
入江信太郎氏(昭和57年4月～昭和60年3月)	綿引 克次氏(平成18年4月～平成20年3月)
宮田 篤雄氏(昭和57年4月～昭和60年3月)	半井 清夫氏(平成19年4月～平成23年3月)
加藤 正芳氏(昭和60年4月～昭和61年3月)	寺門 巧氏(平成20年4月～平成23年3月)
高野 拓氏(昭和60年4月～平成元年3月)	市川 浩之氏(平成23年4月～平成24年3月)
高倉 知義氏(昭和61年4月～昭和63年3月)	仮屋 茂氏(平成23年4月～令和2年3月)
松田 玄氏(昭和63年4月～平成元年3月)	市村 仁氏(平成24年4月～平成29年6月)
外岡 正幸氏(平成元年4月～平成2年3月)	坂巻 喜好氏(平成29年6月～令和3年3月)
梅澤 秀夫氏(平成元年4月～平成4年3月)	大竹 良彦氏(令和3年4月～令和6年4月)
金塚 文雄氏(平成2年4月～平成3年3月)	糸賀 睦夫氏(平成23年4月～)
大津 昭氏(平成3年4月～平成4年3月)	増田 利一氏(令和3年4月～)
清水 猛氏(平成4年4月～平成7年3月)	飛田 和宏氏(令和6年4月～)

茨城県スポーツ少年団常任委員会名簿

(令和5・6年度)

No.	役職名	氏名	備考	No.	役職名	氏名	備考
1	本部長	鈴木孝子	日立市本部長	21	常任委員	都筑三千夫	つくば市副本部長
2	副本部長	飛田和宏	公益財団法人茨城県スポーツ協会事務局長	22	〃	谷 嶋 幸 雄	結城市本部長
3	〃	糸賀睦夫	つくば市本部長	23	〃	小磯仁宏	常総市副本部長
4	〃	増田利一	常総市本部長	24	〃	宮下 護	茨城県軟式野球連盟
5	常任委員	森久雄	茨城県スポーツ少年団指導者協議会	25	〃	関 仁 一	茨城県小学生バレーボール連盟
6	〃	額賀茂樹	茨城県スポーツ少年団指導者協議会	26	〃	高柳敏範	一般社団法人茨城県バスケットボール協会U-12部会
7	〃	川島信義	茨城県スポーツ少年団指導者協議会	27	〃	大山壮郎	公益財団法人茨城県サッカー協会
8	〃	菱沼一夫	茨城県スポーツ少年団指導者協議会	28	〃	前田孝通	茨城県ソフトボール協会
9	〃	福島洋二	茨城県スポーツ少年団指導者協議会	29	〃	久保宮光夫	一般社団法人茨城県卓球連盟
10	〃	友部静江	女性指導者	30	〃	長島宏幸	茨城県柔道連盟
11	〃	日向晴美	女性指導者	31	〃	牛坂恵理子	一般財団法人茨城県剣道連盟
12	〃	水野幸男	リーダー育成指導者	32	〃	小竹順一	茨城県スポーツ少年団空手道専門委員会
13	〃	峰 淳 一	A C P 指導者	33	〃	及川謙治	茨城県レスリング協会
14	〃	柿長敬一	笠間市本部長	34	〃	相馬由和	茨城県バドミントン少年団連盟
15	〃	藤田佳史	常陸大宮市本部長	35	〃	湯澤憲一	茨城県小学生ソフトテニス連盟
16	〃	阿部輝夫	常陸太田市本部長	36	〃	清水利昭	茨城県少林寺拳法連盟
17	〃	佐々 毅	高萩市副本部長	37	〃	鈴木 誠	一般社団法人茨城県水泳連盟
18	〃	高須清次	潮来市副本部長	38	〃	内田尊久	一般財団法人茨城陸上競技協会
19	〃	佐藤幸男	神栖市本部長	39	〃	田城真一	茨城県保健体育課競技スポーツ部活動地域移行担当課長補佐
20	〃	古田健一	かすみがうら市本部長				

茨城県スポーツ少年団委員名簿

(令和5・6年度)

No.	市町村名	氏名	市町村内役職	No.	市町村名	氏名	市町村内役職
1	水戸市	幡谷定俊	本部長	23	石岡市	中野好二	副本部長
2	笠間市	綿引義男	副本部長	24	取手市	豊島大	本部長
3	ひたちなか市	田中高司	本部長	25	牛久市	小島五男	副本部長
4	那珂市	宮本一	本部長	26	稲敷市	松本義一	副本部長
5	常陸大宮市	檜山勝昭	副本部長	27	かすみがうら市	西尾晴男	副本部長
6	茨城町	歳川伸一	本部長	28	つくば市	鈴木武士	代議員
7	小美玉市	赤羽英夫	本部長	29	つくばみらい市	武井三郎	本部長
8	大洗町	米川恒男	本部長	30	守谷市	長谷川信市	本部長
9	大子町	長山章	本部長	31	阿見町	向島孝志	本部長
10	城里町	田口喜一	本部長	32	河内町	杉山博夫	本部長
11	東海村	加藤孝幸	本部長	33	利根町	篠塚繁美	本部長
12	常陸太田市	富永尚司	副本部長	34	美浦村	葉梨輝夫	本部長
13	日立市	永盛常雄	副本部長	35	筑西市	吉沢匡美	本部長
14	高萩市	達晃	副本部長	36	下妻市	平石雅裕	本部長
15	北茨城市	駒木根宗雄	副本部長	37	結城市	大嶋秀生	理事
16	鉾田市	味原俊男	本部長	38	古河市	八代敏夫	本部長
17	鹿嶋市	所畑茂	副本部長	39	坂東市	鈴木次男	副本部長
18	潮来市	酒井和哉		40	桜川市	青木利一	副本部長
19	神栖市	日野準一	副本部長	41	常総市	田中秀子	副本部長
20	行方市	塙日出男	副本部長	42	八千代町	為我井仁司	副本部長
21	龍ヶ崎市	佐藤利一	副本部長	43	五霞町	中島則光	本部長
22	土浦市	高田利信	副本部長	44	境町	菊田健	副本部長

茨城県スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県スポーツ協会茨城県スポーツ少年団設置規程第21条に規程された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 協議会は、茨城県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、茨城県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導者の安全対策に関すること。
- (5) 指導者の育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

(構 成)

第4条 協議会は、各市町村スポーツ少年団指導者協議会をもって構成する。ただし、未組織市町村も含む。

(運営委員会)

第5条 協議会に運営委員をおく。

2 運営委員会は、必要に応じて随時これを開催することができる。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の合意で決定する。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、次の運営委員で構成する。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	5 名以内
運 営 委 員	13 名以内

(運営委員会の選出)

第7条 運営委員は、第4条に定める代表のうちから選出する。

2 前項のほか、委員長は茨城県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、学識経験者から若干名の運営委員を委嘱することができる。

3 委員長及び副委員長は、運営委員の互選で決める。委員長は運営委員会の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第8条 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧 問)

第9条 運営委員会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会に出席して意見を述べるすることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は茨城県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年5月19日から施行する。

茨城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会名簿

(令和5・6年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	森久雄	県西地区 (坂東市本部長)
2	副委員長	額賀茂樹	水戸地区
3	副委員長	鈴木孝子	県北地区
4	副委員長	川島信義	鹿行地区 (行方市本部長)
5	副委員長	菱沼一夫	県南地区 (石岡市副本部長)
6	副委員長	福島洋二	県西地区 (境町本部長)
7	委員	大岡紀一	水戸地区 (大洗町顧問)
8	委員	荒井正治	水戸地区
9	委員	加藤孝幸	水戸地区 (東海村副本部長)
10	委員	阿部輝夫	県北地区 (常陸太田市本部長)
11	委員	飯島康弘	鹿行地区 (潮来市本部長)
12	委員	久下沼稔	県南地区 (取手市相談役)
13	委員	櫻井孝之	県南地区 (牛久市本部長)
14	委員	寺口謙一	県南地区 (つくば市副本部長)
15	委員	中島則光	県西地区 (五霞町本部長)
16	委員	友部静江	女性指導者 (水戸市指導者)
17	委員	日向晴美	女性指導者 (筑西市副本部長)
18	委員	水野幸男	リーダー育成 (小美玉市指導者)
19	委員	峰淳一	ACP指導者 (古河市副本部長)

茨城県スポーツ少年団専門委員会規程

第1条 公益財団法人茨城県スポーツ協会茨城県スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という）は、スポーツ少年団設置規程第20条に基づき専門委員会を設置し、次の専門委員会を設置し、次の専門委員会を置く。

- (1) スポーツ交流委員会
- (2) リーダー指導委員会
- (3) 普及・広報委員会

第2条 専門委員会は、それぞれ専門事項について審議し、スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、これを処理する。

第3条 専門委員会に委員を置く。

- 2 委員は、スポーツ少年団に登録された、市町村スポーツ少年団単位指導者・リーダーとする。
- 3 委員は、委員会を組織し、必要な事項を審議する。

第4条 専門委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 3名以内 |
| 委員 | 若干名 |

第5条 委員長及び副委員長は、委員会において推薦し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員を代表して会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 委員は、スポーツ少年団常任委員会で推薦された次のものをもって構成し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- (1) スポーツ少年団常任委員より若干名
- (2) 市町村スポーツ少年団より若干名
- (3) 学識経験者より若干名

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 委員会は、毎年1回委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第9条 スポーツ少年団本部長、副本部長は、委員会に出席して意見をのべることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の規程に関し、必要な事項は別に定める。

第11条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、スポーツ少年団常任委員の承認を得て変更することができる。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年5月19日から施行する。

茨城県スポーツ少年団専門委員会名簿

1. スポーツ交流委員会

(令和5・6年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	関 仁 一	茨城県小学生バレーボール連盟会長
2	副委員長	宮 下 護	茨城県軟式野球連盟理事長
3	委員	高 柳 敏 範	一般社団法人茨城県バスケットボール協会 U-12 カテゴリー部会長
4	〃	大 山 壮 郎	公益財団法人茨城県サッカー協会第4種委員長
5	〃	前 田 孝 通	茨城県ソフトボール協会普及委員長
6	〃	久保宮 光 夫	一般社団法人茨城県卓球連盟副理事長
7	〃	長 島 宏 幸	茨城県柔道連盟理事
8	〃	牛 坂 恵 理 子	一般財団法人茨城県剣道連盟女子部事務局長
9	〃	小 竹 順 一	茨城県スポーツ少年団空手道専門委員会委員長
10	〃	及 川 謙 治	茨城県レスリング協会常任理事
11	〃	相 馬 由 和	茨城県バドミントン少年団連盟理事長
12	〃	湯 澤 憲 一	茨城県小学生ソフトテニス連盟副会長
13	〃	清 水 利 昭	茨城県少林寺拳法連盟事務局長
14	〃	鈴 木 誠	一般社団法人茨城県水泳連盟常任理事
15	〃	内 田 尊 久	一般財団法人茨城陸上競技協会普及委員長

2. リーダー指導委員会

(令和5・6年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	水 野 幸 男	水戸市指導者
2	副委員長	稲 岡 篤 志	日立市指導者
3	委員	富 永 尚 司	常陸太田市指導者
4	〃	石 井 真 紀	日立市指導者
5	〃	外 間 聡 菜	日立市指導者
6	〃	額 賀 司	日立市指導者

3. 普及・広報委員会

(令和5・6年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	川 島 信 義	行方市本部長
2	副委員長	米 川 優	日立市指導者
3	委員	友 部 静 江	水戸市指導者
4	〃	水 野 幸 男	水戸市指導者
5	〃	谷 嶋 幸 雄	結城市指導者
6	〃	堀 江 友 次	高萩市指導者

茨城県スポーツ少年団リーダー会規約

第1条 本会は、茨城県スポーツ少年団リーダー会（以下「本会」という。）と称し、茨城県スポーツ少年団常任委員会専門委員会・リーダー指導委員会のもとに組織される。

第2条 本会は、茨城県内に組織される登録済みスポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、自らの資質向上に努めるとともに、茨城県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、リーダー指導委員会と密接な連携をとり、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る為の活動の実施
- (2) 会員相互の資質向上のための研修会の実施
- (3) 県本部主催各種事業への参加と協力
- (4) 県内少年団のリーダーの養成並びにリーダー会設置の促進
- (5) スポーツ少年団講習会への参加
- (6) リーダー養成のための広報活動
- (7) 全国の少年団におけるリーダーとの情報交換
- (8) その他前条の目的達成に必要な事業

第4条 本会の会員は、次のように定める。

- (1) 高校生以上20歳未満のスポーツ少年団における登録済みのリーダーで、単位団代表者並びに市町村本部長の推薦を受け、かつ保護者の承諾を得た者
- (2) 本会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了の25歳未満のリーダー

第5条 本会への入会は、前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行う。

2 登録は毎年度これを更新するものとする。

第6条 次の各項に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) リーダーとして研修を怠ったり、会則に違反し会の名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 総会又は役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合
- (3) 当年度の会費納入を怠った場合
- (4) 各単位団における登録をしなかった場合
- (5) 退会を申し出て承認された場合

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 書 記 2名 会 計 2名
監 査 2名 顧 問 若干名

第8条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・監査は総会において会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、リーダー指導委員会委員並びに県本部事務局のなかから選出し、これに充てる。

第9条 会長は、本会を代表し、会の運営及び県本部並びにリーダー指導委員会との連絡調整に当たる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。
- 4 会計は、本会の会費その他の経費を經理し、必要に応じ、会員にその状況を知らせる。
- 5 監査は、本会の会計を監査し、会長に報告する。

第10条 役員任期は1ヵ年を原則とし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

附則 この規程は、令和3年7月13日より施行する。

令和5年度茨城県スポーツ少年団リーダー会名簿

No.	氏 名	所属スポーツ少年団	市町村
1	森 田 洋 右	大久保サッカースポーツ少年団	日 立 市
2	鈴 木 亜 琉	坂本ミニバスケットボールスポーツ少年団	日 立 市
3	佐 藤 晴 紀	坂本ミニバスケットボールスポーツ少年団	日 立 市
4	鈴 木 冬獅郎	茨城自然会十王空手道スポーツ少年団	日 立 市
5	高 安 ほのか	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
6	糸 田 琴 音	十王バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
7	栗 原 心 咲	十王バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
8	中 根 美 咲	久慈スポーツ少年団	日 立 市
9	田 村 静 流	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
10	増 淵 葵	十王バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
11	高 野 陽 花	十王バドミントンスポーツ少年団	日 立 市

令和5年度茨城県スポーツ少年団登録数一覧

No.	区分 市区町村	団数			団員数			指導者数			役員数				スタッフ数			
		更新	新規	合計	男子	女子	合計	更新	新規	合計	更新 (単位団)	新規 (単位団)	市区町村 役員	合計	更新 (単位団)	新規 (単位団)	市区町村 スタッフ	合計
1	水戸市	80	1	81	1,500	758	2,258	264	28	292	21	2	9	32	198	75	0	273
2	笠間市	29	0	29	322	123	445	90	1	91	12	1	0	13	37	10	1	48
3	ひたちなか市	55	0	55	748	452	1,200	151	4	155	8	22	0	30	83	51	1	135
4	那珂市	17	0	17	223	110	333	57	4	61	3	1	0	4	23	8	2	33
5	常陸大宮市	17	0	17	213	108	321	59	2	61	4	2	0	6	25	10	1	36
6	茨城町	13	0	13	172	103	275	36	0	36	3	1	1	5	24	5	1	30
7	小美玉市	21	3	24	370	150	520	70	8	78	4	7	1	12	24	13	1	38
8	大洗町	5	0	5	47	31	78	20	2	22	1	0	1	2	7	4	1	12
9	大子町	10	0	10	78	71	149	38	1	39	3	4	1	8	20	6	0	26
10	城里町	9	0	9	73	40	113	25	4	29	1	1	1	3	2	1	0	3
11	東海村	22	0	22	441	249	690	108	2	110	10	18	0	28	72	20	1	93
	水戸地区	278	4	282	4,187	2,195	6,382	918	56	974	70	59	14	143	515	203	9	727
12	常陸太田市	21	0	21	303	158	461	56	2	58	8	0	0	8	29	17	1	47
13	日立市	91	1	92	1,448	737	2,185	326	13	339	9	7	1	17	213	42	2	257
14	高萩市	15	0	15	180	116	296	48	2	50	2	0	0	2	25	9	2	36
15	北茨城市	14	0	14	266	123	389	50	1	51	0	0	0	0	25	5	5	35
	県北地区	141	1	142	2,197	1,134	3,331	480	18	498	19	7	1	27	292	73	10	375
16	鉾田市	25	0	25	257	217	474	59	10	69	6	8	2	16	20	13	1	34
17	鹿嶋市	30	0	30	386	216	602	79	5	84	7	7	0	14	34	18	7	59
18	潮来市	12	0	12	197	119	316	27	1	28	4	0	1	5	33	8	1	42
19	神栖市	29	0	29	594	190	784	100	11	111	4	6	0	10	40	15	1	56
20	行方市	16	0	16	202	178	380	65	9	74	0	3	5	8	8	5	2	15
	鹿行地区	112	0	112	1,636	920	2,556	330	36	366	21	24	8	53	135	59	12	206
21	龍ヶ崎市	19	0	19	204	140	344	58	3	61	1	4	0	5	35	4	2	41
22	土浦市	43	2	45	570	237	807	130	8	138	6	1	4	11	55	20	0	75
23	石岡市	30	0	30	384	163	547	117	11	128	5	3	5	13	26	18	7	51
24	取手市	34	0	34	678	265	943	148	9	157	14	3	0	17	34	9	0	43
25	牛久市	30	0	30	608	204	812	97	9	106	10	5	3	18	111	20	0	131
26	稲敷市	15	0	15	197	96	293	38	1	39	1	0	0	1	25	2	1	28
27	かすみがうら市	16	0	16	299	183	482	60	2	62	2	1	0	3	35	5	1	41
28	つくば市	90	3	93	1,709	616	2,325	251	25	276	24	17	4	45	103	44	1	148
29	つくばみらい市	21	0	21	347	175	522	81	5	86	4	1	3	8	16	1	2	19
30	守谷市	21	0	21	358	178	536	78	6	84	7	3	2	12	33	19	2	54
31	阿見町	19	0	19	289	142	431	73	4	77	4	2	1	7	45	8	1	54
32	河内町	5	0	5	74	23	97	9	0	9	4	0	2	6	20	0	0	20
33	利根町	4	0	4	52	18	70	11	1	12	0	2	0	2	4	3	1	8
34	美浦村	8	0	8	124	60	184	17	2	19	1	0	0	1	33	4	0	37
	県南地区	355	5	360	5,893	2,500	8,393	1,168	86	1,254	83	42	24	149	575	157	18	750
35	筑西市	43	1	44	450	210	660	105	12	117	6	6	1	13	33	9	0	42
36	下妻市	23	0	23	328	181	509	85	6	91	3	1	0	4	23	7	1	31
37	結城市	20	0	20	257	88	345	55	8	63	7	2	9	18	7	4	1	12
38	古河市	59	0	59	786	335	1,121	170	10	180	12	3	1	16	60	23	1	84
39	坂東市	22	0	22	247	108	355	62	4	66	5	1	0	6	23	6	1	30
40	桜川市	23	0	23	213	114	327	54	5	59	4	5	0	9	17	3	1	21
41	常総市	29	0	29	323	158	481	86	2	88	7	5	0	12	25	8	3	36
42	八千代町	14	0	14	147	83	230	31	10	41	2	4	3	9	16	1	1	18
43	五霞町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	境町	6	0	6	106	23	129	13	6	19	5	0	1	6	10	1	1	12
	県西地区	239	1	240	2,857	1,300	4,157	661	63	724	51	27	15	93	214	62	10	286
	県全体数	1,125	11	1,136	16,770	8,049	24,819	3,557	259	3,816	244	159	62	465	1,731	554	59	2,344
	R4年度県全体数	1,163	15	1,178	16,890	8,107	24,997	3,813	228	4,041	275	154	69	498	1,904	535	68	2,507
	増減	-38	-4	-42	-120	-58	-178	-256	31	-225	-31	5	-7	-33	-173	19	-9	-163

令和5年度都道府県別登録数

都道府県	単位団			指導者			役員			スタッフ			団員		
	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	男子	女子	計
北海道	1,548	32	1,580	3,967	292	4,259	257	210	467	1,512	514	2,026	19,206	8,820	28,026
青森県	369	19	388	1,103	182	1,285	59	75	134	368	355	723	5,273	3,329	8,602
岩手県	866	29	895	2,424	310	2,734	158	150	308	788	336	1,124	11,067	6,162	17,229
宮城県	1,019	24	1,043	3,198	382	3,580	171	164	335	825	439	1,264	13,996	6,054	20,050
秋田県	676	13	689	3,550	376	3,926	57	87	144	433	380	813	7,517	4,381	11,898
山形県	737	15	752	2,643	222	2,865	88	84	172	758	324	1,082	9,049	5,363	14,412
福島県	878	18	896	3,009	158	3,167	182	155	337	1,272	749	2,021	12,060	6,157	18,217
茨城県	1,125	11	1,136	3,557	259	3,816	244	159	403	1,731	554	2,285	16,770	8,049	24,819
栃木県	573	12	585	1,925	379	2,304	63	61	124	628	409	1,037	6,924	3,814	10,738
群馬県	786	10	796	2,467	246	2,713	115	75	190	624	283	907	10,469	4,791	15,260
埼玉県	1,383	14	1,397	8,901	584	9,485	244	124	368	2,500	962	3,462	29,574	10,586	40,160
千葉県	661	16	677	2,044	169	2,213	139	80	219	746	270	1,016	8,326	4,331	12,657
東京都	292	6	298	1,464	39	1,503	77	29	106	581	396	977	6,909	2,210	9,119
神奈川県	314	5	319	1,104	53	1,157	57	43	100	297	141	438	4,542	2,122	6,664
山梨県	441	2	443	1,306	106	1,412	60	46	106	485	137	622	5,344	2,472	7,816
長野県	473	8	481	1,713	136	1,849	74	83	157	566	172	738	8,224	4,051	12,275
新潟県	502	8	510	1,465	124	1,589	63	44	107	545	137	682	6,695	3,007	9,702
富山県	366	11	377	1,199	98	1,297	45	32	77	377	129	506	5,212	2,662	7,874
石川県	273	4	277	767	65	832	29	30	59	390	113	503	4,083	1,802	5,885
福井県	389	3	392	1,053	115	1,168	61	83	144	423	147	570	4,753	2,490	7,243
静岡県	837	9	846	2,246	140	2,386	155	121	276	1,249	366	1,615	12,411	5,165	17,576
愛知県	651	9	660	2,237	149	2,386	102	51	153	1,252	338	1,590	12,303	4,213	16,516
三重県	527	5	532	1,704	97	1,801	72	47	119	530	208	738	7,562	3,177	10,739
岐阜県	573	3	576	2,749	263	3,012	104	122	226	1,003	385	1,388	10,616	4,323	14,939
滋賀県	375	6	381	2,003	80	2,083	76	43	119	606	202	808	8,364	3,384	11,748
京都府	444	6	450	1,223	66	1,289	94	43	137	526	117	643	6,947	2,328	9,275
大阪府	512	8	520	1,587	104	1,691	114	20	134	677	145	822	9,322	2,468	11,790
兵庫県	410	9	419	1,388	108	1,496	79	32	111	537	241	778	5,522	2,401	7,923
奈良県	189	8	197	633	104	737	30	22	52	122	78	200	2,738	1,066	3,804
和歌山県	422	5	427	1,060	100	1,160	85	56	141	411	141	552	4,240	1,998	6,238
鳥取県	142	7	149	364	61	425	23	25	48	95	77	172	1,905	1,022	2,927
島根県	227	6	233	722	67	789	40	31	71	287	89	376	2,950	1,385	4,335
岡山県	545	5	550	1,992	88	2,080	125	79	204	1,779	399	2,178	8,016	3,632	11,648
広島県	697	22	719	2,040	125	2,165	163	112	275	785	346	1,131	10,082	5,173	15,255
山口県	691	7	698	2,063	67	2,130	101	72	173	786	337	1,123	8,952	4,285	13,237
香川県	423	10	433	1,208	117	1,325	72	61	133	396	128	524	5,125	2,593	7,718
徳島県	372	3	375	1,029	97	1,126	54	28	82	252	96	348	4,212	1,830	6,042
愛媛県	350	4	354	923	55	978	68	38	106	385	175	560	4,652	2,252	6,904
高知県	178	4	182	486	44	530	32	8	40	89	47	136	2,274	992	3,266
福岡県	551	11	562	1,155	120	1,275	112	89	201	672	224	896	8,033	2,407	10,440
佐賀県	107	4	111	176	34	210	7	29	36	61	33	94	1,168	692	1,860
長崎県	246	8	254	551	47	598	32	32	64	210	83	293	3,025	1,057	4,082
熊本県	148	11	159	279	41	320	34	35	69	132	62	194	1,979	789	2,768
大分県	483	14	497	1,235	187	1,422	58	87	145	375	151	526	6,938	3,205	10,143
宮崎県	673	11	684	1,460	103	1,563	91	163	254	436	267	703	7,985	4,204	12,189
鹿児島県	958	13	971	2,343	206	2,549	152	196	348	792	365	1,157	10,286	5,879	16,165
沖縄県	579	20	599	1,144	164	1,308	89	115	204	459	299	758	7,870	4,283	12,153
合計	25,981	488	26,469	84,859	7129	91,988	4,407	3571	7,978	30,753	12,346	43,099	371,470	168856	540,326
R4年度	27,104	471	27,575	91,821	6,763	98,584	4,529	3,488	8,017	33,384	12,469	45,853	376,023	171,392	547,415
増減	-1,123	17	-1,106	-6,962	366	-6,596	-122	83	-39	-2,631	-123	-2,754	-4,553	-2536	-7,089

- ※1 単位団や市区町村段階での役員も兼ねる登録者の人数
- ※2 単位団や市区町村段階でのスタッフも兼ねる登録者の人数
- ※3 単位団、市区町村や都道府県段階での役員も兼ねる登録者の人数
- ※4 単位団、市区町村や都道府県段階でのスタッフも兼ねる登録者の人数

都道府県	市区町村役員			市区町村スタッフ			都道府県役員			都道府県スタッフ			日本役員		日本スタッフ		設置市区町村数
	市区町村段階	単位団段階	計	市区町村段階	単位団段階	計	都道府県段階	単位団等段階※1	計	都道府県段階	単位団等段階※2	計	日本段階	単位団等段階※3	日本段階	単位団等段階※4	
北海道	233	278	511	265	139	404	3	2	5	2	0	2		2			167
青森県	103	56	159	76	22	98	0	13	13	0	1	1					38
岩手県	51	115	166	37	31	68	0	13	13	1	0	1		1			33
宮城県	28	146	174	37	5	42	1	9	10	1	0	1					35
秋田県	124	65	189	417	12	429	11	14	25	4	0	4					25
山形県	35	96	131	32	20	52	0	17	17	0	0	0		1			35
福島県	99	123	222	78	26	104	6	16	22	3	0	3					58
茨城県	62	192	254	59	71	130	1	3	4	3	0	3					43
栃木県	94	29	123	34	30	64	4	1	5	1	1	2					25
群馬県	57	86	143	39	39	78	3	2	5	6	1	7					35
埼玉県	77	312	389	80	142	222	2	25	27	5	13	18					63
千葉県	44	122	166	40	63	103	11	17	28	1	0	1					54
東京都	38	84	122	47	58	105	4	16	20	0	1	1	8		14		36
神奈川県	55	69	124	36	55	91	0	4	4	0	0	0		1			23
山梨県	21	33	54	35	31	66	0	0	0	8	3	11					24
長野県	40	96	136	40	17	57	2	15	17	3	0	3		1			39
新潟県	53	67	120	102	31	133	2	43	45	5	0	5					28
富山県	80	35	115	15	4	19	3	13	16	3	0	3					15
石川県	57	29	86	27	26	53	5	8	13	1	0	1					19
福井県	26	75	101	23	1	24	3	24	27	2	0	2					17
静岡県	72	114	186	30	29	59	10	7	17	2	0	2		3			35
愛知県	29	141	170	35	61	96	3	9	12	1	0	1					44
三重県	34	136	170	30	34	64	2	15	17	1	0	1					29
岐阜県	54	106	160	43	45	88	0	22	22	1	0	1					40
滋賀県	48	158	206	12	12	24	3	68	71	3	0	3					19
京都府	43	103	146	24	22	46	4	35	39	1	0	1					22
大阪府	18	97	115	17	61	78	0	30	30	1	0	1					40
兵庫県	45	126	171	16	40	56	4	9	13	1	0	1					30
奈良県	29	27	56	20	20	40	2	2	4	1	0	1					27
和歌山県	16	17	33	44	41	85	3	7	10	1	0	1		1			28
鳥取県	23	2	25	27	5	32	3	1	4	1	0	1		1			17
島根県	19	21	40	17	7	24	6	6	12	3	0	3					16
岡山県	28	39	67	31	15	46	16	16	32	3	0	3					25
広島県	23	70	93	31	52	83	2	18	20	1	0	1					23
山口県	45	36	81	25	7	32	3	0	3	2	1	3					19
香川県	18	58	76	42	29	71	3	0	3	4	0	4					17
徳島県	14	5	19	16	4	20	3	1	4	0	0	0					23
愛媛県	22	22	44	38	12	50	8	6	14	6	0	6		1			20
高知県	14	25	39	25	9	34	5	11	16	2	0	2					26
福岡県	43	50	93	74	28	102	1	4	5	2	0	2		1			40
佐賀県	11	21	32	14	7	21	6	16	22	0	0	0					16
長崎県	27	13	40	27	0	27	7	5	12	2	0	2		1			16
熊本県	5	5	10	12	4	16	1	0	1	0	0	0					25
大分県	47	5	52	31	2	33	10	9	19	2	1	3					18
宮崎県	41	41	82	30	13	43	1	5	6	1	0	1					26
鹿児島県	48	41	89	55	10	65	3	11	14	11	0	11					42
沖縄県	16	10	26	24	71	95	8	7	15	0	0	0					29
合計	2,209	3,597	5,806	2,309	1,463	3,772	178	575	753	102	22	124	8	14	14	0	1,524
R4年度	2,385	3,530	5,915	2,882	1,601	4,483	171	580	751	108	19	127	8	14	13	0	1,536
増減	-176	67	-109	-573	-138	-711	7	-5	2	-6	3	-3	0	0	1	0	-12

茨城県スポーツ少年団・単位団・団員・指導者数の推移

	単位団数(団)	団員数(人)	指導者数(人)	団員+指導者(人)
昭和41年度	192	5,861	—	—
昭和42年度	672	17,360	—	—
昭和43年度	947	24,291	—	—
昭和44年度	1,057	26,523	—	—
昭和45年度	1,185	31,000	—	—
昭和46年度	1,282	34,236	—	—
昭和47年度	1,372	37,382	—	—
昭和48年度	1,415	38,578	—	—
昭和49年度	1,545	43,293	—	—
昭和50年度	1,557	43,796	—	—
昭和51年度	198	12,849	—	—
昭和52年度	323	18,567	1,435	20,002
昭和53年度	400	20,443	1,785	22,228
昭和54年度	449	22,759	2,237	24,996
昭和55年度	478	25,203	2,481	27,684
昭和56年度	561	29,713	2,969	32,682
昭和57年度	680	36,502	3,685	40,187
昭和58年度	780	40,137	4,141	44,278
昭和59年度	814	43,751	4,524	48,275
昭和60年度	893	46,747	5,160	51,897
昭和61年度	955	47,281	5,854	53,135
昭和62年度	1,110	50,446	6,764	57,210
昭和63年度	1,170	49,261	7,141	56,402
平成元年度	1,206	47,777	7,182	54,959
平成2年度	1,219	46,642	7,348	53,990
平成3年度	1,225	45,148	7,384	52,532
平成4年度	1,249	46,553	7,561	54,114
平成5年度	1,285	46,795	7,830	54,625
平成6年度	1,319	48,463	8,120	56,583
平成7年度	1,337	47,026	8,239	55,265
平成8年度	1,338	44,220	8,248	52,466
平成9年度	1,365	41,369	8,189	49,558
平成10年度	1,348	40,299	7,935	48,234
平成11年度	1,365	40,424	8,014	48,438
平成12年度	1,377	40,405	8,163	48,568
平成13年度	1,391	41,895	8,154	50,049
平成14年度	1,399	42,899	8,705	51,604
平成15年度	1,418	42,436	8,922	51,358
平成16年度	1,433	42,085	9,263	51,348
平成17年度	1,446	42,030	9,276	51,306
平成18年度	1,462	41,035	9,400	50,435
平成19年度	1,484	41,221	9,490	50,711
平成20年度	1,489	40,692	9,502	50,194
平成21年度	1,491	39,922	9,551	49,473
平成22年度	1,492	39,557	9,547	49,104
平成23年度	1,472	37,235	9,304	46,539
平成24年度	1,463	36,678	9,258	45,936
平成25年度	1,455	35,081	8,970	44,051
平成26年度	1,440	33,704	8,886	42,590
平成27年度	1,410	32,552	8,986	41,538
平成28年度	1,393	32,077	8,836	40,913
平成29年度	1,358	31,815	8,603	40,418
平成30年度	1,325	30,767	8,381	39,148
令和元年度	1,295	29,507	8,224	37,731
令和2年度	1,247	26,127	4,738	30,865
令和3年度	1,218	26,003	4,262	30,265
令和4年度	1,178	24,997	4,041	29,038
令和5年度	1,136	24,819	3,816	28,635

令和6年度登録市町村スポーツ少年団事務局一覧

教育 事務所	No.	市町村名	郵便番号	所在地	電話 FAX	本部長名	事務担当者名
水戸 教育 事務所	1	水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1 市民協働部スポーツ課	☎029-306-8136 ☎029-306-7687	幡谷 定俊	大縄 洸瑠
	2	笠間市	309-1792	笠間市中央3-2-1 教育部生涯学習課内	☎0296-77-1101 ☎0296-71-3220	柿長 敬一	青木 里香
	3	ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1 市民生活部スポーツ振興課内	☎029-219-7373 ☎029-274-2490	田中 高司	杉浦 美和
	4	那珂市	311-0121	那珂市戸崎428-2 那珂総合公園内スポーツ推進室	☎029-297-0077 ☎029-297-0076	宮本 一	海和 晶子
	5	常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所本庁舎内文化スポーツ課	☎0295-53-6500 ☎0295-53-6502	藤田 佳史	高岡 一廣
	6	茨城町	311-3132	東茨城郡茨城町駒場450 駒場庁舎内生涯学習課	☎029-240-7122 ☎029-292-8032	歳川 伸一	滑川 晃史
	7	小美玉市	311-3492	小美玉市小川4-11 小川総合支所内小美玉市教育委員会スポーツ推進課	☎0299-48-1111 ☎0299-48-1199	赤羽 英夫	清水 美華
	8	大洗町	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町6881-88	☎029-267-0230 ☎029-267-1051	米川 恒男	清宮 由香
	9	大子町	319-3551	久慈郡大子町池田2669	☎0295-72-1148 ☎0295-72-2016	長山 章	椎名 大輔
	10	城里町	311-4303	東茨城郡城里町石塚1428-1 城里町教育委員会事務局	☎029-288-3135 ☎029-288-7006	田口 喜一	中村 利勝
	11	東海村	319-1115	那珂郡東海村船場749-3 東海村総合体育館内	☎029-283-0673 ☎029-287-1905	加藤 孝幸	坪井 紗音
県北 教育 事務所	12	常陸太田市	313-8611	常陸太田市金井町3690 市役所分庁舎2階	☎0294-73-0090 ☎0294-72-4555	阿部 輝夫	小澤 夏希
	13	日立市	316-0034	日立市東成沢町2-15-1 日立市市民運動陸上競技場内事業係	☎0294-36-6661 ☎0294-36-6663	及川 謙治	東ヶ崎 颯
	14	高萩市	318-8511	高萩市本町1-100-1 高萩市役所生涯学習課	☎0293-23-1132 ☎0293-23-1126	舟生 東光	長瀬 望
	15	北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630 北茨城市役所庁舎内生涯学習課	☎0293-43-1111 ☎0293-42-0454	滝 伸一	石井 智輝
鹿行 教育 事務所	16	鉾田市	311-1492	鉾田市造谷605-3 鉾田市生涯学習課	☎0291-37-4342 ☎0291-37-3185	味原 俊男	近藤 友作
	17	鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井1187-1 鹿嶋市スポーツ推進課	☎0299-82-2911 ☎0299-83-7894	小野 孝志	有田 節子
	18	潮来市	311-2423	潮来市日の出3-11	☎0299-66-0660 ☎0299-66-4339	飯島 康弘	茂木 美里
	19	神栖市	314-0121	神栖市溝口4991-10 神栖市武道館内	☎0299-96-7700 ☎0299-96-7773	佐藤 幸男	木場 智春
	20	行方市	311-1704	行方市山田2175	☎080-5139-6489 ☎0291-35-3854	川島 信義	河野 一郎

教育 事務所	No.	市町村名	郵便番号	所在地	電話 FAX	本部長名	事務担当者名
県南 教育 事務所	21	龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市役所スポーツ推進課内	☎0297-64-1111 ☎0297-60-1582	酒井 一 浩	荻野 恵 美
	22	土浦市	300-0036	土浦市大和町9-2 土浦市教育委員会スポーツ振興課	☎029-826-1111 ☎029-826-2755	入野 浩 美	吉田 勇 人
	23	石岡市	315-0035	石岡市南台3-34-1	☎0299-26-7210 ☎0299-26-7214	手塚 克 彦	齋藤 紀 子
	24	取手市	300-1511	取手市桐木15 藤代スポーツセンター内	☎0297-82-7200 ☎0297-82-7203	豊島 大	西 智 志
	25	牛久市	300-1203	牛久市下根町1400	☎029-873-2486 ☎029-873-2895	櫻井 孝 之	桑名 由 紀子 柴 尾 明
	26	稲敷市	300-0500	稲敷市荒沼3-1 江戸崎体育館内スポーツ振興課	☎029-892-8661 ☎029-892-8662	墳崎 一	井原 瑠 依
	27	かすみがうら市	300-0134	かすみがうら市深谷3719-1 あじさい館内	☎029-898-9907 ☎029-898-2965	古田 健 一	大野 真 司
	28	つくば市	305-8555	つくば市研究学園1-1-1 つくば市役所内	☎029-854-8511 ☎029-854-8531	糸賀 睦 夫	赤木 貴 雅
	29	つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田195 教育庁舎内生涯学習課スポーツ推進室	☎0297-58-2111 ☎0297-58-5711	武井 三 郎	星川 旭
	30	守谷市	302-0198	守谷市大柏950-1 守谷市役所生涯学習課内	☎0297-38-7735 ☎0297-45-5703	長谷川 信 市	宮谷 拓 人
	31	阿見町	300-0333	稲敷郡阿見町若栗1886-1	☎029-888-2526 ☎029-888-0032	向島 孝 志	中島 光 一
	32	河内町	300-1324	稲敷郡河内町源清田1942	☎0297-84-3322 ☎0297-84-4730	杉山 博 夫	大藤 樹
	33	利根町	300-1696	北相馬郡利根町布川841-1 利根町役場庁舎内生涯学習課	☎0297-68-2211 ☎0297-68-7989	篠塚 繁 美	逸村 利 彦
	34	美浦村	300-0424	稲敷郡美浦村受領1460-1	☎029-885-4451 ☎029-885-7015	小泉 昌 浩	神田 圭 介
県西 教育 事務所	35	筑西市	308-8616	筑西市丙360 下館庁舎内生涯学習課	☎0296-22-0182 ☎0296-22-0170	吉沢 匡 美	小野 彰 香
	36	下妻市	304-8501	下妻市本城町3-13 下妻市役所生涯学習課	☎0296-45-8997 ☎0296-43-3519	平石 雅 裕	片野 元 貴
	37	結城市	307-8501	結城市中央町2-3 結城市役所3階 スポーツ振興課内	☎0296-32-6340 ☎0296-33-3144	妻木 克 浩	稲毛田 匠 見
	38	古河市	306-8601	古河市長谷町38-18 古河市役所古河庁舎スポーツ振興課内	☎0280-22-5111 ☎0280-22-7114	八代 敏 夫	山本 裕一郎
	39	坂東市	306-0631	坂東市岩井3086 坂東市教育委員会スポーツ振興課(IXIL総合体育館)内	☎0297-35-1711 ☎0297-35-6336	森 久 雄	稲毛田 新 吾
	40	桜川市	309-1211	桜川市岩瀬2685-14	☎0296-75-6600 ☎0296-75-6601	穂山 壽 一	小泉 洋 太
	41	常総市	300-2793	常総市新石下4310-1 石下庁舎内生涯学習課	☎0297-44-7657 ☎0297-44-7646	増田 利 一	木村 憲 登
	42	八千代町	300-3572	結城郡八千代町菅谷1027 八千代町総合体育館内スポーツ振興課	☎0296-48-2469 ☎0296-48-4535	相沢 俊 一	松田 貴 浩
	43	五霞町	306-0307	猿島郡五霞町小福田148-1 五霞町中央公民館五霞町教育委員会事務局	☎0280-84-1460 ☎0280-84-1461	中島 則 光	菅原 未 来
	44	境 町	306-0495	猿島郡境町391-1	☎0280-81-1326 ☎0280-86-7389	福島 洋 二	飯田 直 也

スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター名簿

No.	委嘱番号	氏名	市町村名	委嘱開始日	委嘱期限
1	08 I 00001	鈴木孝子	日立市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
2	08 I 00002	小松崎一郎	鉾田市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
3	08 I 00003	櫻井孝之	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
4	08 I 00004	緑川正明	日立市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
5	08 I 00005	糸賀睦夫	つくば市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
6	08 I 00006	村越庸一	つくば市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
7	08 I 00007	赤羽英夫	小美玉市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
8	08 I 00008	宮本昭一	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
9	08 I 00009	高橋利生	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
10	08 I 00010	小島五男	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
11	08 I 00011	有金正義	水戸市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
12	08 I 00012	谷中雅子	筑西市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
13	08 I 00013	安藤美智子	筑西市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
14	08 I 00014	仮屋茂	鹿嶋市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
15	08 I 00015	森久雄	坂東市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
16	08 I 00016	峰淳一	古河市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
17	08 I 00017	北澤和彦	水戸市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
18	08 I 00018	西井一博	神栖市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
19	08 I 00019	赤木貴雅	つくば市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
20	08 I 00020	田村哲哉	守谷市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
21	08 I 00021	牛坂恵理子	日立市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
22	08 I 00022	友部静江	水戸市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
23	08 I 00023	諏訪敏紘	鹿嶋市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
24	08 I 00024	諏訪隆久	鹿嶋市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
25	08 I 00025	木村和治	鹿嶋市	令和5年4月1日	令和9年3月31日
26	08 I 00026	宮坂好親	小美玉市	令和5年4月1日	令和9年3月31日
27	08 I 00027	赤羽政子	小美玉市	令和5年4月1日	令和9年3月31日
28	08 I 00028	遠藤智	日立市	令和5年4月1日	令和9年3月31日
29	08 I 00029	平松光子	日立市	令和6年4月1日	令和10年3月31日
30	08 I 00030	梅村恒雄	日立市	令和6年4月1日	令和10年3月31日
31	08 I 00031	西野宣昭	水戸市	令和6年4月1日	令和10年3月31日
32	08 I 00032	高松淑子	日立市	令和6年4月1日	令和10年3月31日
33	08 I 00033	増田利一	常総市	令和6年4月1日	令和10年3月31日
34	08 I 00034	武田卓馬	守谷市	令和6年4月1日	令和10年3月31日

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもち、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。

- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第6条 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。

第7条 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
- (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときまたは当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

第8条 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第9条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第10条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則7 この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
 - (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
 - (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
 - (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。

その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第4条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。

附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。

附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。

附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。

附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。

附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。

附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。

附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。

附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則13 本細則は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則14 1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。

2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1） スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2） スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則15 1. 本細則は令和2年11月20日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

2. 第2条第2項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和5年度までは指導者として登録することができるものとする。

附則16 1. 本細則は令和2年11月20日から改定施行する。

2. 第2条第2項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。

附則17 1. 本細則は令和3年11月26日から改定施行する。

2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更

新登録することを可能とする)。ただし、次の（１）または（２）を満たす必要がある。

- （１） スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合
この１名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも１名が、令和４年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- （２） スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（０名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計２名が、令和４年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則18 本細則は令和４年４月19日に改定し、令和５年１月１日から施行する。

附則19 １．本細則は令和４年11月25日に改定し、令和５年４月１日から施行する。
２．第２条第４項は、令和５年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が１名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（１）または（２）を満たす必要がある。

- （１） スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合
この１名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも１名が、令和５年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- （２） スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（０名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計２名が、令和５年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則20 本細則は令和６年３月１日に改定し、令和６年４月１日から施行する。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

理念○：第２条第４項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- （１） 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- （２） スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
- （３） 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和５（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- （４） 令和２（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第２条第５項に基づくパターン）。

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程

第1章 趣 旨

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命¹を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。

第2章 スポーツ少年団指導者

第2条 スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という）を保有し²、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及につとめ、もって国民スポーツの推進に寄与するものである。

2. スポーツ少年団で活動するにあたっては、全スポーツ少年団指導者が「スポーツ少年団の理念」を学ぶことが推奨される。

第3条 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を実施する。

2. 講習会内容は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度（以下「公認指導者制度」という。）に基づくカリキュラムとする。
3. スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の講師は、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター」（以下「インストラクター」という。）、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」、「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」および「公益財団法人日本スポーツ協会が認めた『コーチデベロッパー（コーチ育成者）』」が務めることができる。

¹ スポーツ少年団の理念である「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」および「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」ことを目的として活動することがスポーツ少年団の社会的な使命である。

² 単位団において「指導者」として登録できる者は、公認スポーツ指導者のうち、4年に一度の資格更新研修の受講が義務づけられる資格の保有者に限られる。したがって、「スポーツリーダー（永年認定資格）」は公認スポーツ指導者資格ではあるが、スポーツ少年団において「指導者」として登録することはできない。

4. インストラクターとは、「令和元年度に認定育成員としてスポーツ少年団登録をしていた者で、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、令和5年度まで開催されるインストラクター移行研修会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者」または「インストラクター養成講習会を受講・修了し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者」を指す。
5. インストラクターの委嘱期間は4年間とする。
6. インストラクターは、日本スポーツ少年団が定める再委嘱研修を受講し修了した場合は、委嘱期間終了に合わせて、日本スポーツ少年団がインストラクターとして再委嘱する。
7. インストラクターの再委嘱研修は、委嘱期間中にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会で講師実績があり、所属する都道府県スポーツ少年団から推薦された者が受講することができる。なお、委嘱期間中に講師実績がない者でも、別に定める要件を満たした者は受講することができる。

第4条 スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講し修了した者および次項の規定により同講習会の受講を免除された者は、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」の新規登録対象者とする。

2. 18歳以上のシニア・リーダー資格保有者で、シニア・リーダー資格の認定日から4年後の年度末までに都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」養成講習会の受講を免除することができる。
3. 第11条第3項に規定する資格の復活手続きを行っている者は、前項に規定する養成講習会受講免除の手続きにおいて「シニア・リーダー資格保有者」とみなすことができる。

第5条 「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」資格の登録および認定に関することについては、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程」に準じる。

第6条 指導者が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反したと認められたときは、同倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める規程により処分内容を決定する。

第3章 スポーツ少年団リーダー

第7条 日本スポーツ少年団に、将来の指導者となるべく人材並びにスポーツ少年団および地域における青少年のリーダーを育成することを目的に、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーを置く。

第8条 ジュニア・リーダーは、次の能力を身につけるため常に自己研鑽に努める者をいう。

- (1) スポーツの楽しさを理解し、団員に伝えることができる
- (2) リーダーに求められる行動について考え、団の活動を支えることができる

2. シニア・リーダーは、次の能力を身につけるため常に自己研鑽に努める者をいう。

- (1) スポーツの楽しさや価値を理解し、団員を含めた地域の子どもたちに伝えることができる
- (2) リーダーに求められる行動を指導者とともに考え、行動することができる
- (3) 地域をはじめとした、あらゆるコミュニティをつなげることができる

第9条 日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるため、次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

(1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者
- ②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②リーダーの役割とは
- ③コミュニケーションスキル

(2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：日本スポーツ少年団登録団員、役員またはスタッフで義務教育を終了した20歳未満(参加する年の4月1日現在)の者で次のいずれかの条件を満たし、所属都道府県スポーツ少年団本部長による推薦を受けた者とする。

- ①「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者
- ②スポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得している者
- ③所属都道府県スポーツ少年団本部長において、推薦に値する特別な事由があると認める者

内容：次の内容を含む30時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②リーダーの役割とは
- ③コミュニケーションスキル
- ④スポーツ指導スキル

第10条 ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認

定し、認定証と認定品を交付する。

2. シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

第11条 ジュニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とし、スポーツ少年団登録を行わなかった場合は資格を取り消す。

2. シニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とし、スポーツ少年団登録を行わなかった場合は資格を取り消す。
3. 本条第1項または第2項により資格を取り消されたジュニア・リーダー、シニア・リーダーいずれの資格において、スポーツ少年団の登録があり、所属する都道府県スポーツ少年団の推薦を得て所定の手続きを行うことで翌年度のスポーツ少年団登録時から資格を復活させることができる。

第12条 ジュニア・リーダー、シニア・リーダーにおいて公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反する行為が明らかとなり、別に定める規程に基づく「有期の活動禁止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。

2. ジュニア・リーダー、シニア・リーダーにおいて公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反する行為が明らかとなり、別に定める規程に基づく「無期の活動禁止」処分となったときは、その資格を取り消す。

第4章 本規程の変更

第13条 本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 本規程は令和2年3月17日に制定し、令和2年4月1日から施行する。

附則2

1. 本規程は令和2年10月14日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
2. 第4条第2項は、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定された者には適用しない。ただし、この適用除外に代わる措置として、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り「日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント」養成講習会の受講を免除することができるものとする。なお、この適用除外に代わる措置は、令和5年度までの時限的なものとする。

附則3 本規程は令和4年11月25日に改定施行する。ただし、第12条については令和5年1月1日から、第7条から第9条については令和5年4月1日から、それぞれ施行する。

附則4 本規程は令和6年3月1日に改定し、令和6年4月1日から施行する。

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項に定める活動単位表

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項にある活動単位について、以下のよう
に定める。

1. 活動単位数

(1) 全国スポーツ少年大会参加	5 単位
(2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会参加	5 単位
(3) ブロックスポーツ少年大会参加	5 単位
(4) ブロックリーダー研究大会参加	5 単位
(5) スポーツ少年大会（全国・ブロック・都道府県）および、競技別 交流大会（全国・ブロック・都道府県）への運営係員としての参加	5 単位
(6) 都道府県リーダー会役員経験年数1年以上	10 単位
(7) ジュニア・リーダースクールへの運営係員としての参加	10 単位
(8) 日独スポーツ少年団同時交流（派遣）へ団員として参加	10 単位

2. 単位取得条件

- (1) 当該事業終了時に単位を取得するものとする。
- (2) 同一項目であっても複数年度に渡り該当する場合は、それぞれの年度ごとに活動単位を認める。

平成 22 年 4 月 1 日発行
令和 2 年 3 月 17 日改定

関東ブロックスポーツ少年団大会・諸会議年度別開催都県一覧

行事 西暦	指導者研究協議会	スポーツ少年大会	競技別交流大会 〈実行委員会(春)〉 ブロック会議	リーダー 研究大会
2010年 (平成22年)	千葉県	群馬県	山梨県	栃木県
2011年 (平成23年)	茨城県	千葉県	群馬県	埼玉県
2012年 (平成24年)	神奈川県	茨城県	千葉県	山梨県
2013年 (平成25年)	東京都	神奈川県	茨城県	群馬県
2014年 (平成26年)	栃木県	東京都	神奈川県	千葉県
2015年 (平成27年)	埼玉県	栃木県	東京都	茨城県
2016年 (平成28年)	山梨県	埼玉県	栃木県	神奈川県
2017年 (平成29年)	群馬県	山梨県	埼玉県	東京都
2018年 (平成30年)	千葉県	群馬県	山梨県	栃木県
2019年 (令和元年)	茨城県	千葉県	群馬県	埼玉県
2020年 (令和2年)	神奈川県	茨城県	千葉県	山梨県
2021年 (令和3年)	東京都	神奈川県	茨城県	群馬県
2022年 (令和4年)	栃木県	東京都	神奈川県	千葉県
2023年 (令和5年)	埼玉県	栃木県	東京都	茨城県
2024年 (令和6年)	山梨県	埼玉県	栃木県	神奈川県
2025年 (令和7年)	群馬県	山梨県	埼玉県	東京都
2026年 (令和8年)	千葉県	群馬県	山梨県	栃木県
2027年 (令和9年)	茨城県	千葉県	群馬県	埼玉県
2028年 (令和10年)	神奈川県	茨城県	千葉県	山梨県

茨城県スポーツ少年団要覧

発行日 令和6年6月末日

発行所 公益財団法人茨城県スポーツ協会

茨城県スポーツ少年団

〒310-0911 水戸市見和1丁目356番地の2

茨城県水戸生涯学習センター分館内

T E L 029(303)7222

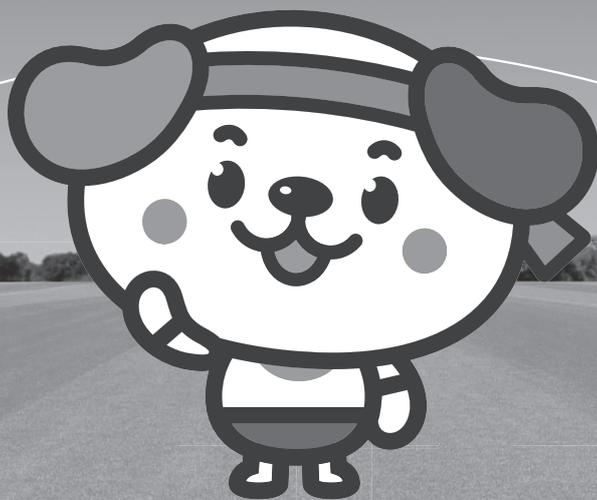
F A X 029(303)5113

E-mail ibaraki.sposyo@gmail.com

スポーツ // 文化活動 // ボランティア

小さな掛金、大きな補償

スポーツ 安全保険[®]



スポあんネット

インターネットで
かんたん加入

団体活動のための総合補償

#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団
#放課後事業 #総合型地域スポーツクラブ #教室
#部活動地域移行 #文化系サークル #ボランティア

保険の詳細い内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。



[引]受幹事保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

[共同引受保険会社 (2024年4月予定)]
あいおいニッセイ同和 / 共栄火災 / 損保ジャパン / 大同火災 /
東京海上日動 / 日新火災 / 三井住友海上 / AIG損保

 **公益財団法人スポーツ安全協会**

<https://www.sportsanzen.org>